

第6回 社協まつり
ボランティア申込書（未成年者用）

《未成年者参加の場合 保護者同意もお願いします》

申込日：令和7年 月 日		受付 No, (事務局記入)	
(ふりがな) お名前			
生年月日	年 月 日生 (歳)		
住 所	〒		
電話番号	携帯電話 自宅電話		
緊急連絡先	本人との続柄		
Eメール			
その他 特記事項			

※お送りいただいた個人情報は、本事業に関すること以外では使用いたしません。

※未成年（18 歳未満）の方のボランティア参加には、お申し込みの際に下記の保護者の方の同意が必要となります。

保護者同意書

○活動内容等を十分にご理解頂き下記に 自筆署名のうえ、申込みください。

○事故などには十分に注意し配慮いたしますが、大台町社会福祉協議会の指示に従わない、自らの過失と
いった原因では当会で責任を負いかねる場合がある事をご了承ください。

○予期せぬ天災、不慮の事故等につきましては、保険での対応をさせていただきます。

○また個人情報について、このイベントに関わる映像や写真等が各メディア にて掲載、報道、利用され
ることにご承諾ください。

記

私は、上記申込者の保護者として 本内容を了承し、ボランティアへの参加を承諾します。

年 月 日

保護者名前

続柄

自宅電話番号 -

携帯電話番号 -

ボランティア 応募・参加にあたっての留意事項

ボランティアに応募・参加いただくにあたって、ボランティア募集要項記載の内容のほか、次の事項に留意していただく必要がありますので、御了承の上お申し込みください。

- 1 個人情報について、会場ボランティアに応募・参加いただく方は、大台町社会福祉協議会の定める個人情報保護方針に、従って取り扱われることについて同意していただきます。
- 2 日本国の法令を遵守していただける方のみ、応募・参加することができます。
- 3 暴力団員その他これらに準ずる者は、応募・参加することができません。
- 4 応募フォームや応募用紙に不正確な記載等があった場合、応募時点で未成年の方が保護者から同意を得ていない場合等には、応募を無効とすることがあります。
- 5 活動中に会場内の施設や展示・出展内容等を観覧・体験いただくことはできません。（活動に必要な情報は活動開始のミーティングや館内見学等でご案内する予定です。）
- 6 活動期間中等に、次の行為を行った場合は、活動を辞めていただくことがあります。
 - (1) 法令に違反し、又は公序良俗に反する行為、その他、ボランティアとしてふさわしくない行為が認められる場合（営利活動、勧誘行為など）
 - (2) 犯罪行為又は犯罪行為を助長し若しくは関連する行為、又はそのおそれのある行為
 - (3) 不適切と判断される性的、暴力的、差別的言動、その他精神的又は身体的苦痛を他者に与える行為
 - (4) 社協まつりの円滑な運営に支障を及ぼす行為又は来場者、利用者等に対する迷惑行為と判断される行為
- 7 活動中の様子を撮影し、画像や映像をウェブサイトやテレビ、資料、プレスリリース等で使用させていただきます場合があります。撮影された映像、写真等に肖像が映り込むことを理解し、写り込んだ映像、写真等をテレビ・新聞・雑誌・インターネット、ポスター、パンフレット等に掲載させることがあることに予め同意していただきます。
- 8 今後、活動への参加に当たり、別途、大台町社会福祉協議会の定める必要な事項について、御了承いただくようお願いする場合があります。
- 9 応募や参加を辞退される場合は、速やかに連絡してください。
- 10 開催期間中のボランティア活動では、寒暖・雨天等の天候を考慮の上、動きやすい服装で参加してください。なお、当日、大台町社会福祉協議会によりふさわしくない服装であると判断された場合は、大台町社会福祉協議会の指示に従っていただきます。
- 11 次の行為については、固く禁止します。
 - (1) 活動上知り得た非公開情報を外部へ発信する事（SNS 等への投稿を含みます）
 - (2) 活動を通じて得た個人情報（電話番号、メールアドレス等）を、当事者の承諾なく発信すること

- 12 免責事項（ボランティアに応募・参加する方）：大台町社会福祉協議会は、本活動に関しボランティアに生じた損害、又はボランティアが第三者に与えた損害について、大台町社会福祉協議会の故意又は重大な過失に基づく場合を除き、ボランティア保険の適用範囲を超えて損害を賠償する責任を負わないものとします。また、ボランティア間で発生したトラブルに関して、大台町社会福祉協議会は一切責任を負いません。
- 11 感染症対策について、大台町から方針又はガイドラインが示された場合には、それらに沿って対策を行います。
- 12 その他、大台町社会福祉協議会が合理的な理由に基づき不適切と判断する場合は、応募や活動等をお断りさせていただく場合があります。
- 13 大台町社会福祉協議会は、本留意事項をいつでも変更できるものとし、当該変更にかかる参加者への通知をもって、当該変更後の本留意事項は効力を生じるものとします。本留意事項の変更にかかる通知後、参加者が活動への参加を継続した場合には、ボランティアは当該変更後の本留意事項に同意したものとみなします。